

## 宗教上の理由による輸血拒否に関する方針

日産厚生会 玉川病院では、宗教上の理由による輸血拒否に対し、「相対的無輸血（※1）」の方針に基づき、以下のごとく対応いたします。

1. 治療において、無輸血治療を目指し最善の努力をいたしますが、輸血により生命の危険が回避できる可能性があると判断した場合は輸血による治療を実施いたします。その際には、輸血同意書が得られない場合であっても輸血を実施いたします。
2. 宗教上の理由で輸血を拒否される方が提示される「免責証明書」、「絶対的無輸血（※2）」に同意する文書等には、当院では署名いたしません。
3. 全ての手術や出血する可能性のある治療、検査には輸血を伴う可能性があります。輸血拒否により手術・治療・検査の同意書が得られない場合であっても、救命のための緊急手術・治療が必要な場合には手術・治療を実施いたします。
4. 以上の方針は、患者さまの意識の有無、成年・未成年の別にかかわらず適用いたします。
5. 自己決定が可能な患者さま、患者さまの保護者または代理人に対しては、当院の方針を十分に説明し、ご理解を得る努力をいたしますが、どうしても同意が得られず、治療に時間的猶予がある場合は、他院での治療を推奨いたします。

### ※1 相対的無輸血

患者さまの意思を尊重し可能な限りにおいて無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った際には輸血を実施するという立場・考え方。

### ※2 絶対的無輸血

患者さまの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血を一切しないという立場・考え方。

2023年1月31日

公益財団法人日産厚生会玉川病院 臨床倫理委員会